

## 八幡市監査委員告示第10号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月7日

八幡市監査委員 大 高 友 紀

八幡市監査委員 清 水 章 好

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査を、八幡市監査基準に準拠し実施した。

### 第2 監査の対象

健康福祉部 福祉総務課、障がい福祉課、家庭支援課、生活支援課、高齢介護課、健康推進課、国保医療課

### 第3 監査の着眼点

令和4年度執行分の財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

### 第4 監査の主な実施内容

事前に提出を求めた監査資料等に基づき、その執行が適正かつ効率的に行われているかどうか重点をおいて試査した。

また、所属長及び担当職員に、事務事業の概要及びその執行状況の説明を求め、さらに質問を加え、関係書類を審査して監査を実施した。

### 第5 監査の実施場所及び日程

監査委員事務局の事務室等において予備調査を実施するとともに、令和5年10月30日に監査委員室において監査委員監査を実施した。

## 第6 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。以下、留意点、意見を述べる。

### 【意見・要望事項】

#### [福祉総務課]

福祉会館空調機取換工事では、5台が同時期に故障したため、緊急に取替工事を行っている。専門業者による定期的な点検を行い、劣化した部品の交換を前もって行うとともに費用対効果を検討し、計画的に更新されたい。

#### [生活支援課]

生活保護費の資金前渡において、精算が遅いものが多数あり、多額の現金が保管されている。現金の保管は紛失、盗難、不正等のリスクが高く、管理リスクの低減を図るために、資金前渡を最小限にとどめ、速やかな精算に努められたい。

#### [健康推進課]

やわた未来いきいき健幸プロジェクトは令和元年から始まり、令和元年度からの参加者については医療費、介護給付費等の抑制効果が確認されている。今後は、令和2年度以降の参加者についても効果を検証し、費用対効果を検討し、必要に応じて事業内容の見直しを検討されたい。